



お名前 (植田 芳子)

## 「話し合いの会」での“PI委員の代理人”の件について

杉並の「話し合いの会」は、4回目を終え、5回目を迎えようとしています。私たちは、その間、休まずに会の運営に協力してきました。

「この地上部街路のご議論をいただくに当たりましては、ぜひ、道路が要る、要らないということだけではなくして、この道路が通る沿線地域のまちがこれからどうあるべきかと、こういうまちが欲しい、そういうことも含めて広くご議論いただければ」という野崎部長（当時の都市整備局外環担当部長）の発言（第1回議事録）がありました。私たちは、そのご趣旨に沿って、これまで一生懸命努力してきました。

でも、あいにく、宿澤さんが体調を崩されて、夜、長い時間座って議論することが難しくなったのです。だから、宿澤さんの代わりに、宿澤さんのお考えを皆さんにお伝えできる人を代理人として受け入れていただけるようお願いをしました。

最近の「話し合いの会」は、欠席の方が多く、十分に議論ができる雰囲気ではなくなっているように思います。そこに宿澤さんも出られなくなるということは、野崎部長さんがおっしゃっていた「広く議論をしてほしい」というご希望に添えるものではなくなっていると思います。少しでも多くの方が参加して、きちんと議論することが必要なのではないのでしょうか。

そして、先に古川さんが東京都さんにお話ししたように、「代理人を認めない」という決まりがあったにもかかわらず、国交省、東京都が主催したPI会議では、練馬の委員の代理人出席がPI会議の席上、委員の皆さんの同意を得て認められています。国交省も東京都も、PI会議は出席した各地区の意見が会議に反映されることが大事だというお考えで、会則上は「認めない」としていたことであるけれど、委員の皆さんが事務局提案の「運営細則を変更することにより代理人の出席を可能とする案」に賛意を示され実現となったのです。会の目的を大事になさった事務局担当の国と都の姿勢が表れていると思います。

このたび、東京都が私たちに示された「話し合いの会」の運営要領をみると、PI委員の代理人を認めるかどうかに関しては、特に記載されていません。それなのに、東京都は「PI委員の代理人については、書いてないから認めない」とおっしゃる。運営要領の第4条には「この運営要領に定めのない事項は、事務局が地上部街路に関する話し合いの会に意見を聴いた上で決定する。」と書いてあります。それなのに、それすら守らないというのは、ひどいやり方だと思います。

せめて運営要領に書いてあることは、きちんと守っていただきたいと思います。また前述の様に 仮にルール上 不可能の場合でも 事務局の適切な判断で 可能とさせた先輩方の例も見習って戴きたく よろしく申し上げます。